

家内労働における洗浄又は拭きの業務等における化学物質のばく露防止対策の概要 (平成25年3月14日付け通達)

1 1,2-ジクロロプロパンの取扱い

<委託者>

胆管がんとの関連が指摘された1,2-ジクロロプロパンについては、可能な限り家内労働者に譲渡・提供しない。

やむを得ず譲渡・提供する場合は、家内労働者に交付する危害防止のための書面に胆管がん発症のおそれを記載する。安全データシート(SDS)の交付も必要

<家内労働者>

危害防止のための書面を作業場内に掲示し、注意事項を守る。

密閉設備や局所排気装置を設け、不浸透性の作業衣・不浸透性の手袋を使用する。

※ 1,2-ジクロロプロパンは、主に印刷事業場で印刷機の洗浄剤として使われてきた物質。本通達では、1,2-ジクロロプロパンの含有量が重量の1%を超える物を対象としている。

高濃度ばく露のおそれが高いため、屋内作業場での洗浄・拭き取りの業務では、家内労働法施行規則の「有機溶剤等」に該当しない場合も含め、以下の対策を講ずる。

① 危害防止のための書面の交付等

- ・ 委託者は、危害防止のための書面に、人体に及ぼす作用や作業方法など所定の事項を記載し、家内労働者に交付する。安全データシートSDSの交付も必要
- ・ 家内労働者や補助者は、危害防止のための書面を作業場に掲示し、注意事項を守る。

② 設備等の設置

- ・ 家内労働者は、密閉設備、局所排気装置、全体換気装置などの設備を設けるよう努める。
- ・ 委託者は、設備の設置について援助を行うよう努める。

③ 保護具等の使用

家内労働者や補助者は、局所排気装置や全体換気装置がない場所で洗浄・拭き取りの業務を行うときは、防毒マスクや保護手袋を使用する。

④ 引火等の防止

家内労働者や補助者は、引火性の物品を火気などに近づけない。

